

市環境条例に基づく騒音・振動関係施設

	施 設 の 種 類
1	空気圧縮機並びに送風機及び排風機(原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上あり、かつ 7.5 キロワット未満のものに限る。)
2	砂利採取業の用に供する施設であって次に掲げるもの ア ベルトコンベア (ベルトの幅が 30 センチメートル以上のものに限る。) イ バケットコンベア (バケットの容積が 0.01 立方メートル以上のものに限る。)
3	グラインダー (原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上で、固定式のものに限る。)
4	真空ポンプ (原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。)
5	冷凍機 (冷房用を除き、原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のものに限る。)
6	ロータリーキルン